

市嘱託員を募集します

市は、平成26年度八幡市嘱託員採用試験を実施します。詳しくは、人事課で配布します「八幡市嘱託員採用試験募集要項」(市ホームページにも掲載)をご覧ください。

募集要項は、生涯学習センター、各公民館、生活情報センター、八幡人権・交流センター、有都交流センターでも配布します。(配布は、休館日の施設を除いて1月5日から)

◆問い合わせ 人事課

1 募集職種等(右表)

2 採用予定日

平成27年4月1日以降

3 試験の日時・場所

2月8日(日)午前9時～午後5時(予定)
・市文化センター

4 受付期間・場所

1月13日(火)～21日(水)市役所2階人事課
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
(土、日は除く)

職種	採用予定人数	受験資格
幼稚園教諭 保育士	若干名	幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人または平成27年3月31日までに取得見込みの人 (注)採用職種(幼稚園教諭または保育士)、配属施設(幼稚園・保育園・子育て支援センター)は採用時に決定します。
指導員 (放課後 児童健全育成施設 児童保護指導員)	若干名	次の(1)から(3)のいずれかに該当する人 (1)保育士資格または幼稚園・小中学校等の教員免許を有する人または平成27年3月31日までに取得見込みの人 (2)大学・短期大学等で心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかを専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業または平成27年3月31日までに卒業見込みの人 (3)高等学校以上を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した人または2年以上教育機関で児童を指導した経験を有する人
庁務員 (保育園庁務員)	若干名	学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人
図書館司書	若干名	図書館司書資格を有する人または平成27年3月31日までに取得見込みの人 (注)司書教諭(いわゆる学校図書館司書資格)は該当しません。
全職種共通受験資格		市内在住者で昭和30年4月2日以降に生まれた人(通学のため、一時的に市外に居住している人を含む)

資産の種類

構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く) 建物の所有者以外の方が施工した造作など
機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、貨車など
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など

償却資産とは、会社や工場、商店、農業などの事業のために使用している構築物、機械、備品などです。

償却資産の所有者は、平成27年1月1日現在における当該償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数などの、償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を2月2日(月)までに申告していただく必要があります。

なお次の①～④は、課税対象になりません。

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- ③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの(一括償却資産)
- ④自動車税および軽自動車税の対象となる車両

◆問い合わせ 課税課

償却資産の申告は2月2日(月)までに

固定資産税・都市計画税は1月1日の現況で所有者に課税

土地と家屋の平成27年度固定資産税と都市計画税は、平成27年1月1日現在の現況に基づき、平成27年1月1日現在の所有者に課税されます。

▽1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに課税課資産税係までご連絡ください。

▽1月2日以降に家屋を取り壊した場合は、売却された場合でも、平

◆問い合わせ 課税課

宇治税務署からのお知らせ

確定申告会場は「宇治税務署1階」です

開設期間 2月2日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は開設しません)。

※2月15日(日)以前は還付申告に限りません。

※1月中は、原則通常窓口での対応となりますので、混雑状況によっては、長時間お待ちいただくこともあります。

開設時間 午前9時～午後5時

※混雑の状況により午後4時頃に受付を終了させていただく場合があります。

※申告会場へは、なるべく公共の交通機関をご利用ください。

※2月16日(月)～24日(火)(土・日を除く)には、年金受給者、給与所得者、事業者のための相談・申告受付を、八幡市文化センターでも行います。



申告書等は国税庁ホームページで作成できます

申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。画面の案内に従って入力すれば、税額等が自動計算され、所得税および復興申告書等が作成できます。

住民基本台帳カードを持っている人は、作成した申告書をe-Taxを利用して

公的年金等を受給している人へ

公的年金を受給している人で、次の①と②の両方に該当する場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

- ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受ける人は、確定申告書の提出が必要です。

◆注意ください!
所得税および復興特別所得の確定申告が不要で

国民健康保険の海外療養費制度

国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に、急病や負傷で海外の医療機関で治療を受けた場合、国内で保険等を受けた治療については、適用される治療については、申請すると医療費(自己負担分を除いた額)の払い戻しを受けることができます。

◆国民健康保険の海外療養費制度
国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に、急病や負傷で海外の医療機関で治療を受けた場合、国内で保険等を受けた治療については、適用される治療については、申請すると医療費(自己負担分を除いた額)の払い戻しを受けることができます。

◆国民健康保険の海外療養費制度
国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に、急病や負傷で海外の医療機関で治療を受けた場合、国内で保険等を受けた治療については、適用される治療については、申請すると医療費(自己負担分を除いた額)の払い戻しを受けることができます。

◆国民健康保険の海外療養費制度
国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に、急病や負傷で海外の医療機関で治療を受けた場合、国内で保険等を受けた治療については、適用される治療については、申請すると医療費(自己負担分を除いた額)の払い戻しを受けることができます。